

第1条 (病気・怪我に伴う特約)

- イ) 登園時に体調がおもわしくないと判断した場合には、お預りできないものとします。
- ロ) 登園時に体温が37.5度を超える場合には、お預りできないものとします。
- ハ) 園内でのお預かり中に体調がおもわしくないと判断した場合には、緊急連絡をいたしますので速やかに降園するものとします。
- ニ) 伝染病等による理由で登園ができない場合には、完治されましたら登園前に治癒証明書を提出するものとします。
- ホ) 怪我により一般生活ができない若しくは悪化すると判断した場合には、お預りできないものとします。
- ヘ) 前項の定めにもかかわらず嘘偽りの申告をなされた場合には、一切の責任を負わないものとします。
- ト) 投薬に関して、一切お預りできないものとします。

第2条 (保安・安全)

- イ) 契約時に予め降園する際の送迎保護者を申告するものとします。
- ロ) 降園する際、お迎えの保護者が変更する場合には事前に連絡するものとします。その際、変更者の方には身分証明書を提示していただくものとします。変更者の連絡がない場合には、引渡しをしないものとします。
- ハ) 不測の事態により緊急連絡先への応答がない場合には、公的機関に届け出るものとします。

第3条 (変更届)

入園願書の記載事項が変更する場合には、申告するものとします。

第4条 (休園)

- イ) 毎月第二日曜日を保育会議・大掃除とします。
- ロ) 12月31日～1月4日を年末年始とします。
- ハ) 天災・火災・他によりやむを得ない場合には、臨時休園とします。その際、料金等の返金は一切しないものとします。

第5条 (入園金・会員登録料)

月極契約の際には、入園金5,250円を支払うものとします。
一時預り会員登録の際は、任意で3ヶ月登録料1,580円を支払うものとします。
入園金・会員登録料の返金はしないものとします。

第6条 (入園の成立時期)

本契約は、月極の場合には申込金(入園手続きに必要な費用)を添えて契約の申込がなされ契約者の承諾のもとに入園願書・保育内訳が作成され必要書類(約款・保証人等の記名捺印)されたときをもって成立するものとします。

第7条 (お預かり金制度)

当園退園時、契約違反が無い場合のみお預り金、「昼コース」10,500円、「夜コース」30,500円の内、事務手数料500円を差引いた額を返金するものとします。
但し、退園手続きをせず退園した場合、または当園の約款に違反して退園した場合には返金をしないものとします。

第8条 (保証金制度)

月極入園時、連帯保証人が立てられない場合には1名に付保証金30,000円をお預かりし、在籍期間中に保証人を立てられた場合と、当園退園時に契約違反が無い場合のみ保証金30,000円を返金するものとします。
但し、退園手続きをせず退園した場合、又は当園の約款に違反して退園した場合は、返金をしないものとします。

第9条 (保育料金等の支払)

契約者は、下記記載に従い支払うものとします。

- イ) 一時預りの場合には、降園の際に保育料金等にかかわる全てを全額現金にて支払うものとします。
- ロ) 月極契約の場合には、毎月5日を期日とし現金もしくは振込にて支払うものとします。
- ハ) 月極契約の場合には、期日どおりの支払がなされない時には直ちに全額をお支払いいただき、本契約を解除するものとします。(支払に応じて頂けない時には、簡易裁判所への届出により法的措置をとる場合もございます。)
- ニ) 月極契約の場合には、期日どおりのお支払いがされずにご登園される場合には、一時預り会員登録料にて利用時間とオプション料金を当日に支払うものとします。
- ホ) 月極契約の場合には、お迎えの時間が22:00を超える方は夜コースになります。昼コースの方が月に6回以上22:00を過ぎる迎えがあった場合には当月が夜コース扱いになり、昼コースと夜コースの基本料金の差額が発生するものとなります。差額分の支払いは翌月の保育料金にてご請求するものとなります。

第10条 (予約受付締切時間)

契約者は、下記記載に従い連絡するものとします。

一時預り事前予約は前日PM9:00まで、休園連絡は当日AM9:00まで、昼食注文と取消は当日AM8:00まで、夕食注文と取り消しはAM11:00までとします。
一時預り当日予約でもお預り可能となります。

第11条(延長料金等)

- イ) 一時預りの場合には、連絡無く降園時間が延びた際の食事・おやつ代等を支払うものとします。
- ロ) 月極契約の場合には、契約日数・契約時間を過ぎた際には、一時預り会員料金にて別途支払うものとします。

第12条(請求書締切)

月極契約の場合には、当月26日から翌月25日までを1ヶ月間とする。翌月のコース変更・オプション変更の締切は当月の25日迄としますので月途中での変更・料金の返金は一切しないものとします。

第13条(退園手続き)

- イ) 月極契約の場合には、退園の際、事前に手続が必要となります。手続期間は、退園月の10日迄に所定の書面にて手続をするものとし、当月25日付退園とします。口頭や電話等での退園手続は受理できません。
- ロ) 契約どおりの退園手続をされない場合には、翌月の保育料金は前月度と同様のコース料金で保育料を支払うものとします。
- ハ) 退園手続受理後の退園取り消しにつきましては、事務手数料5,250円を支払うものとします。

第14条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約による一切の債務につき契約者と連帯して保証するものとします。

第15条(公正証書作成)

連帯保証人は、契約者の請求がある場合には何時でも本契約につき、執行認諾文言を付した公正証書を作成するものとします。

第16条(別途協議)

本契約に定めなき事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議し、円満にこれらの解決を図るものとします。

第17条(万一の保証)

弊社は、民法第400条に則り善良なる管理者の注意を以て業務遂行をいたしますが、万が一園児が弊社の管理下中に弊社側の重大かつ一方的な過失により死亡・怪我・病気になってしまった場合には、最高1名につき3,000万円までの保証(裁判により認証された場合、その弊社側の過失責任分のみ保険で対応)をいたします。

但し、保証対象となるのは事故発生原因が弊社側にあると明白な場合のみとし、またその原因立証義務につきましては、契約者側に帰属します。

第18条(管轄裁判所)

本契約により生じる権利義務に関し、万一、訴訟により解決する必要がある場合の管轄裁判所を簡易裁判所又は、契約者の所在地を管轄する裁判所とするものとします。

契約者

現住所

〒 -

TEL

フリガナ
契約者名

印

連帯保証人(月極契約者)

現住所

〒 -

TEL

フリガナ
保証人名

印

契約者との関係

連帯保証人様は、約款に同意された上で、署名・押印をお願い致します。

保育施設

24時間保育施設 スマイルキッズルーム

〒340-0034

埼玉県草加市氷川町2149-4 エビデンスビル3F

TEL 048-927-2445 FAX 048-927-8558



本部事務局

有限会社 ソーシャルライフ

〒340-0034

埼玉県草加市氷川町2104-6 篠ビル5F

TEL 048-921-7795 FAX 048-923-1102



園記入欄

| 身分証明書確認印 | 連絡確認印 | FAX済 |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

第1条 (病気・怪我に伴う特約)

- イ) 登園時に体調がおもわしくないと判断した場合には、お預りできないものとします。
- ロ) 登園時に体温が37.5度を超える場合には、お預りできないものとします。
- ハ) 園内でのお預かり中に体調がおもわしくないと判断した場合には、緊急連絡をいたしますので速やかに降園するものとします。
- ニ) 伝染病等による理由で登園ができない場合には、完治されましたら登園前に治癒証明書を提出するものとします。
- ホ) 怪我により一般生活ができない若しくは悪化すると判断した場合には、お預りできないものとします。
- ヘ) 前項の定めにもかかわらず嘘偽りの申告をなされた場合には、一切の責任を負わないものとします。
- ト) 投薬に関して、一切お預りできないものとします。

第2条 (保安・安全)

- イ) 契約時に予め降園する際の送迎保護者を申告するものとします。
- ロ) 降園する際、お迎えの保護者が変更する場合には事前に連絡するものとします。その際、変更者の方には身分証明書を提示していただくものとします。変更者の連絡がない場合には、引渡しをしないものとします。
- ハ) 不測の事態により緊急連絡先への応答がない場合には、公的機関に届け出るものとします。

第3条 (変更届)

入園願書の記載事項が変更する場合には、申告するものとします。

第4条 (休園)

- イ) 毎月第二日曜日を保育会議・大掃除とします。
- ロ) 12月31日～1月4日を年末年始とします。
- ハ) 天災・火災・他によりやむを得ない場合には、臨時休園とします。その際、料金等の返金は一切しないものとします。

第5条 (入園金・会員登録料)

月極契約の際には、入園金5,250円を支払うものとします。
一時預り会員登録の際は、任意で3ヶ月登録料1,580円を支払うものとします。
入園金・会員登録料の返金はしないものとします。

第6条 (入園の成立時期)

本契約は、月極の場合には申込金(入園手続きに必要な費用)を添えて契約の申込がなされ契約者の承諾のもとに入園願書・保育内訳が作成され必要書類(約款・保証人等の記名捺印)されたときをもって成立するものとします。

第7条 (お預かり金制度)

当園退園時、契約違反が無い場合のみお預り金、「昼コース」10,500円、「夜コース」30,500円の内、事務手数料500円を差引いた額を返金するものとします。
但し、退園手続きをせず退園した場合、または当園の約款に違反して退園した場合には返金をしないものとします。

第8条 (保証金制度)

月極入園時、連帯保証人が立てられない場合には1名に付保証金30,000円をお預かりし、在籍期間中に保証人を立てられた場合と、当園退園時に契約違反が無い場合のみ保証金30,000円を返金するものとします。
但し、退園手続きをせず退園した場合、又は当園の約款に違反して退園した場合は、返金をしないものとします。

第9条 (保育料金等の支払)

契約者は、下記記載に従い支払うものとします。

- イ) 一時預りの場合には、降園の際に保育料金等にかかわる全てを全額現金にて支払うものとします。
- ロ) 月極契約の場合には、毎月5日を期日とし現金もしくは振込にて支払うものとします。
- ハ) 月極契約の場合には、期日どおりの支払がなされない時には直ちに全額をお支払いいただき、本契約を解除するものとします。(支払に応じて頂けない時には、簡易裁判所への届出により法的措置をとる場合もございます。)
- ニ) 月極契約の場合には、期日どおりのお支払いがされずにご登園される場合には、一時預り会員登録料にて利用時間とオプション料金を当日に支払うものとします。
- ホ) 月極契約の場合には、お迎えの時間が22:00を超える方は夜コースになります。昼コースの方が月に6回以上22:00を過ぎる迎えがあった場合には当月が夜コース扱いになり、昼コースと夜コースの基本料金の差額が発生するものとなります。差額分の支払いは翌月の保育料金にてご請求するものとなります。

第10条 (予約受付締切時間)

契約者は、下記記載に従い連絡するものとします。

一時預り事前予約は前日PM9:00まで、休園連絡は当日AM9:00まで、昼食注文と取消は当日AM8:00まで、夕食注文と取り消しはAM11:00までとします。
一時預り当日予約でもお預り可能となります。

第11条(延長料金等)

- イ) 一時預りの場合には、連絡無く降園時間が延びた際の食事・おやつ代等を支払うものとします。
- ロ) 月極契約の場合には、契約日数・契約時間を過ぎた際には、一時預り会員料金にて別途支払うものとします。

第12条(請求書締切)

月極契約の場合には、当月26日から翌月25日までを1ヶ月間とする。翌月のコース変更・オプション変更の締切は当月の25日迄としますので月途中での変更・料金の返金は一切しないものとします。

第13条(退園手続き)

- イ) 月極契約の場合には、退園の際、事前に手続が必要となります。手続期間は、退園月の10日迄に所定の書面にて手続をするものとし、当月25日付退園とします。口頭や電話等での退園手続は受理できません。
- ロ) 契約どおりの退園手続をされない場合には、翌月の保育料金は前月度と同様のコース料金で保育料を支払うものとします。
- ハ) 退園手続受理後の退園取り消しにつきましては、事務手数料5,250円を支払うものとします。

第14条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約による一切の債務につき契約者と連帯して保証するものとします。

第15条(公正証書作成)

連帯保証人は、契約者の請求がある場合には何時でも本契約につき、執行認諾文言を付した公正証書を作成するものとします。

第16条(別途協議)

本契約に定めなき事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議し、円満にこれらの解決を図るものとします。

第17条(万一の保証)

弊社は、民法第400条に則り善良なる管理者の注意を以て業務遂行をいたしますが、万が一園児が弊社の管理下中に弊社側の重大かつ一方的な過失により死亡・怪我・病気になってしまった場合には、最高1名につき3,000万円までの保証(裁判により認定された場合、その弊社側の過失責任分のみ保険で対応)をいたします。

但し、保証対象となるのは事故発生原因が弊社側にあると明白な場合のみとし、またその原因立証義務につきましては、契約者側に帰属します。

第18条(管轄裁判所)

本契約により生じる権利義務に関し、万一、訴訟により解決する必要が生じた場合の管轄裁判所を簡易裁判所又は、契約者の所在地を管轄する裁判所とするものとします。

契約者

現住所

〒 -

TEL

フリガナ
契約者名

印

連帯保証人(月極契約者)

現住所

〒 -

TEL

フリガナ
保証人名

印

契約者との関係

連帯保証人様は、約款に同意された上で、署名・押印をお願い致します。

保育施設

24時間保育施設 スマイルキッズルーム

〒340-0034

埼玉県草加市氷川町2149-4 エビデンスビル3F

TEL 048-927-2445 FAX 048-927-8558



本部事務局

有限会社 ソーシャルライフ

〒340-0034

埼玉県草加市氷川町2104-6 篠ビル5F

TEL 048-921-7795 FAX 048-923-1102

